

佐世保市児童クラブ事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、保護者等が労働等により昼間、留守の家庭であり保護指導を受けられない市内小学校に就学している、第1学年から第6学年までの児童（療育手帳若しくは身体障害者手帳の交付を受けている児童若しくは特別児童扶養手当を受給している児童又は医師・子ども発達センター・教育機関・児童相談所その他の公的機関からの意見書により、これらの児童と同等の障害を有していると認められる児童（以下「障がい児」という。）を含む。以下単に「児童」という。）の健全な育成を図るため、放課後児童健全育成事業として、児童クラブ事業を実施することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、児童クラブとは、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業を実施するために設置されるものをいう。

(運営主体)

第3条 児童クラブは、児童福祉法第34条の8第1項の規定に基づき、市が第6条第1項に規定する要件を満たす者に委託して運営するものとする。

(事業)

第4条 児童クラブは、家庭・地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、次に掲げる事業を行うものとする。

- (1) 児童の育成及び指導に関すること。
- (2) 地域及び保護者相互の連絡及び提携に関すること。
- (3) その他必要と認められる事項に関すること。

(休業日、開設日数及び時間)

第5条 児童クラブの休業日、開設日数及び開設時間は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日及び国民の祝日は、原則として休業日とする。
- (2) 開設日数は、年間250日以上300日以内とする。ただし、新規開設年度において開設日数が年間250日未満であっても、次年度以降に、年間250日以上300日以内の開設が見込める場合については、この限り

でない。

- (3) 開設時間は、平日は3時間以上とし、小学校の長期休業日及び土曜日にあつては、8時間以上を原則とする。なお、開設時刻は、平日は下校時から概ね午後8時までとし、小学校の長期休業日及び土曜日は、概ね午前8時から午後6時までとする。
- 2 児童クラブが、前項に定める休業日に事業を実施する場合及び前項に定める開設日数及び開設時間を超えて事業を実施する場合、休業日にやむなく行事を実施する等、特別な場合を除き、その事業は、当該児童クラブの自主事業とし、本要綱に基づく市の委託の内容には含まれないものとする。この場合において、市の委託の内容として行う事業は、前項第2号の開設日数に含まれるものとし、同項第3号に規定する土曜日の開設時間に準じて行うものとする。

(委託先の選定)

第6条 第3条の規定により市が児童クラブの運営を委託するものは、次の各号に掲げる要件を全て満たすものでなければならない。

- (1) 社会福祉法人、学校法人、NPO法人その他の法人、保護者会、個人等で児童クラブ事業を行うに足ると認められるものであること。
 - (2) 開設当初に児童が10人以上在籍し、将来的に児童が20人以上となり、かつ、継続できる見込みがあること。
 - (3) 佐世保市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和5年条例第87号。）を遵守し、児童クラブを運営すること。
 - (4) 児童福祉法第34条の8第2項の規定に基づき、事業を開始するまでの間に必要な届出を行うこと。
- 2 市長は、前項の規定に基づき委託の可否を決定する。
 - 3 市長は、児童クラブ事業を委託するにあたり、公募等の方法により委託先の選定を行うことができる。

(委託の継続)

第7条 第6条により選定された児童クラブが翌年度以降も委託を継続する場合は次の各号に掲げる要件を全て満たさなければならない。

- (1) 法令、基準条例等を遵守していること。
- (2) 市の指導等に対し適切に対応していること。
- (3) 利用児童が10人以上であること。ただし10人未満であっても当該校

区において他の児童クラブが定員を超えているなど、国からの承認がある場合は10人未満であっても委託の継続はできるものとする。

- 2 前項第3号の要件を満たさなくなった場合、利用児童の影響を考慮し、要件を満たさなくなった翌年度に限り委託を継続することができるものとする。

(放課後児童支援員及び補助員)

第8条 前条の規定により委託を受けた児童クラブ（以下「受託児童クラブ」という。）は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号。）第10条の規定に基づき放課後児童支援員を置かなければならない。この場合において、同条第4項の児童の数は、毎日利用する児童の人数に一時的に利用する児童の平均利用人数（児童が児童クラブに利用の登録をした際の利用希望日数を基に算出した人数をいう。）を加えた数をいうものとする。

- 2 受託児童クラブは、児童クラブを利用する児童に障がい児がいる場合、当該障がい児の人数に応じ、次のとおり放課後児童支援員又は補助員（以下「支援員等」という。）を加配することにより委託料を加算するものとする。

(1) 障がい児が1人から2人までの場合 1人以上の支援員等を加配

(2) 障がい児が3人から5人までの場合 2人以上の支援員等を加配

(3) 障がい児が6人以上の場合 3人以上の支援員等を加配

(費用の保護者負担)

第9条 受託児童クラブの運営に要する経費の一部は、その児童クラブに通う児童の保護者が負担するものとする。

- 2 前項の規定により保護者が負担する経費の額は、おやつ代等の実費負担を除き、利用する児童1人当たり月額1万円とする。ただし、運営に支障のない範囲において、月額1万円未満の額を設定することができる。なお、おやつ代等の実費負担の設定についても、市に報告するものとする。

- 3 第5条第2項の規定による、要綱の対象とならない事業に対する経費の保護者負担については、保護者の負担が過重にならない範囲で設定し、市に報告するものとする。

(委託料)

第10条 市が受託児童クラブに支払う運営委託料は、国及び県の交付金等算定基準に基づき、予算の範囲内で別に定めるものとする。

(受託児童クラブの備え付け帳簿)

第11条 受託児童クラブは、次に掲げる帳簿等を整備するものとする。

- (1) 児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第36条の3の2の2第1項各号に掲げる事項を証する書類及び委託契約書
- (2) 出納簿、預金通帳
- (3) 支援員出勤簿、児童在籍簿、児童出席簿、入会申込書、退会届
- (4) 事業計画書、月別事業実施報告書、年間事業実績報告書
- (5) 防災・防犯対策計画書
- (6) 安全計画
- (7) その他の必要な書類

2 受託児童クラブは、児童クラブ事業を廃止したときは、前項に規定する帳簿等について、廃止後5年間保存しなければならないものとする。

(報告)

第12条 受託児童クラブは、次の各号に掲げる書類を当該各号に定める日までに、市に提出するものとする。

- (1) 月別事業実施報告書 翌月10日まで
- (2) 事故報告書 事故発生後直ちに
- (3) その他市が指示する書類 指定された日まで

(児童の安全性の確保)

第13条 受託児童クラブは、事業を実施する際、その責任において児童の安全を確保しなければならない。

(保険)

第14条 受託児童クラブは、支援員等及び登録児童を被保険者とし、傷害保険（スポーツ保険等を含む。）に加入するものとする。

(指導、助言及び資料の提出等)

第15条 市は受託児童クラブに対し、指導又は助言をすることができる。

2 受託児童クラブは、事業の目的達成のために市長が行う調査等に協力しなければならない。

3 市は、受託児童クラブに対し、予算の執行状況及び運営状況等に関し、資料の提出を求めることができるほか、必要に応じて職員に検査させることができる。

(事業計画書及び実績報告書)

第16条 受託児童クラブは、市に毎年度2月下旬までに年間計画書（様式第1号）を提出し、毎年度終了後20日以内に実績報告書（様式第7号）を提出するものとする。

2 前項の年間計画書及び実績報告書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

(1) 年間計画書

イ 事業実施計画書（様式第2号）

ロ 年間行事計画（様式第3号）

ハ 収支予算書（様式第4号）

ニ 支援員等名簿（様式第5号）

ホ 児童在籍簿（様式第6号）

(2) 実績報告書

イ 事業実績報告書（様式第8号）

ロ 年間行事实績（様式第9号）

ハ 収支決算書（様式第10号）

ニ 支援員等名簿（様式第11号）

ホ 児童在籍簿（様式第12号）

（補則）

第17条 この要綱並びに放課後児童健全育成事業について国及び県の定める要綱等に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

（佐世保市児童クラブ事業実施要綱の廃止）

2 佐世保市児童クラブ事業実施要綱（平成11年3月18日施行）は、廃止する。

（経過措置）

3 この要綱の施行の際現に設置されている児童クラブについては、この要綱の規定により設置されたものとみなす。

附 則（令和5年12月28日）

この要綱は、令和6年1月1日から施行する。

附 則（令和6年3月29日）

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。